

# 外国人技能実習制度 の現状等について



令和元年6月24日  
厚生労働省・宮城労働局

# **1. 技能実習制度の現状**

# 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約146.0万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## ①就労目的で在留が認められる者

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

約27.7万人

## ②身分に基づき在留する者

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

約49.6万人

## ③技能実習

約30.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

## ④特定活動

約3.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）

約34.4万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格 具体例

教授 大学教授等

高度専門職 ポイント制による高度人材

経営・管理 企業等の経営者・管理者

法律  
・会計業務 弁護士、公認会計士等

医療 医師、歯科医師、看護師

研究 政府関係機関や私企業等の研究者

教育 中学校・高等学校等の語学教師等

技術  
・人文知識  
・国際業務 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等

企業内転勤 外国の事業所からの転勤者

介護 介護福祉士

技能 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

（外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。）

## 日本で就労する外国人のカテゴリー（東北6県のようす）

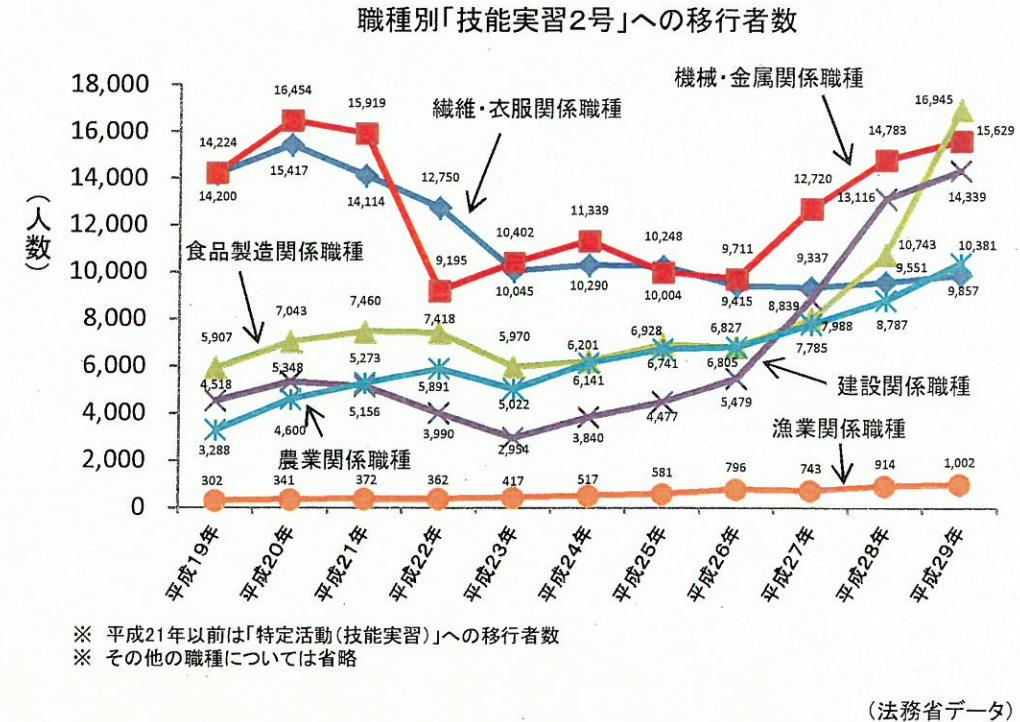
	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
①就労目的で在留が認められる者	4,409 (16.1)	360 (25.4)	458 (13.3)	1,746 (11.4)	359 (12.5)	455 (28.2)	1,031 (19.3)
②身分に基づき在留する者	7,460 (7.3)	455 (13.2)	927 (8.5)	1,924 (7.5)	436 (6.9)	1,216 (0.7)	2,502 (9.3)
③技能実習	14,657 (22.6)	1,946 (19.3)	2,803 (15.3)	3,676 (25.9)	958 (22.5)	1,937 (25.9)	3,337 (25.8)
④特定活動	563 (66.1)	183 (113.2)	60 (25.0)	98 (44.1)	11 (22.2)	44 (63.0)	167 (59.0)
⑤資格外活動	5,394 (14.2)	193 (▲9.0)	260 (▲0.8)	3,557 (18.8)	189 (17.4)	102 (9.7)	1,093 (9.1)
計	32,484 (17.0)	3,137 (20.0)	4,509 (12.8)	11,001 (17.8)	1,953 (16.3)	3,754 (16.5)	8,130 (17.6)

※ 各県労働局作成「外国人雇用状況届の届出状況(平成30年10月末現在)」より。  
 ※ 計には在留資格の不明な者が含まれるため、必ずしも①～⑤の合計と一致しない。  
 ※ ( )は前年同月比。

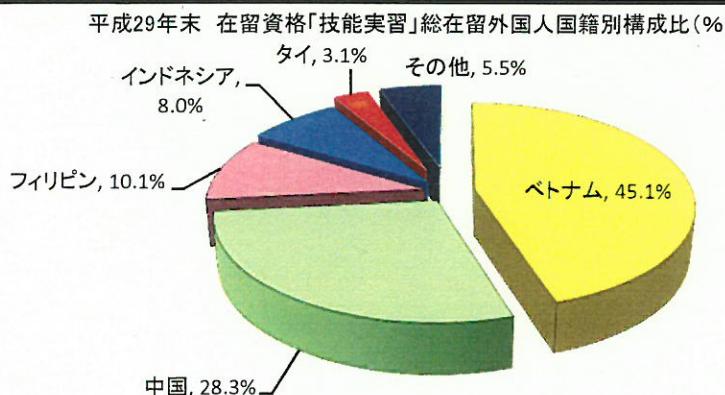
# 技能実習制度の現状

1 平成29年末の技能実習生の数は、274,233人  
※技能実習2号への移行者数は、86,583人

3 全体で80職種あり、「技能実習2号」への移行者が多い職種は、  
①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係

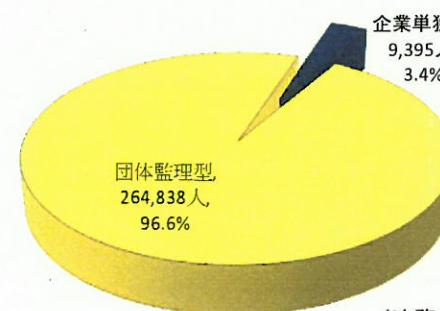


2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

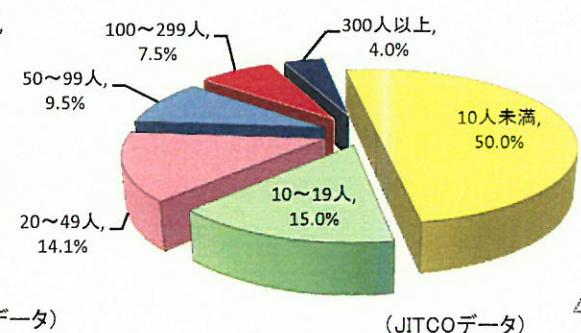


4 団体監理型の受入れが96.6%  
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



平成29年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)

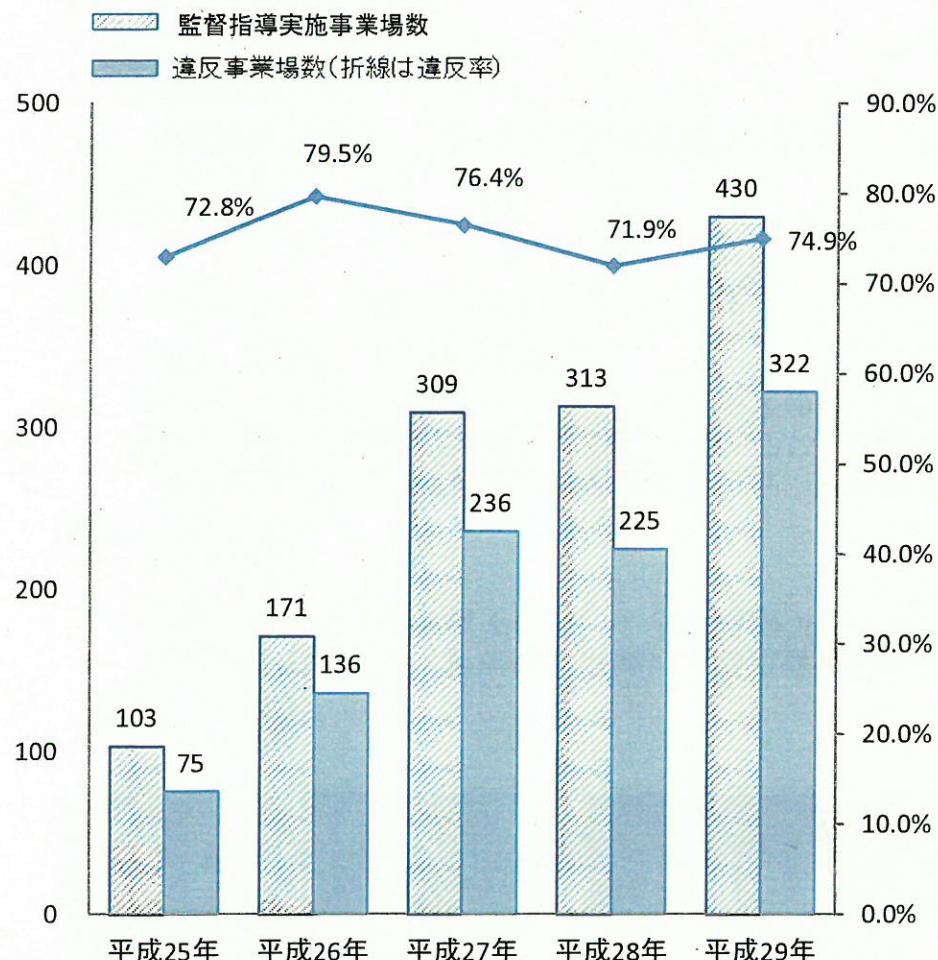


## 2.外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(平成29年)

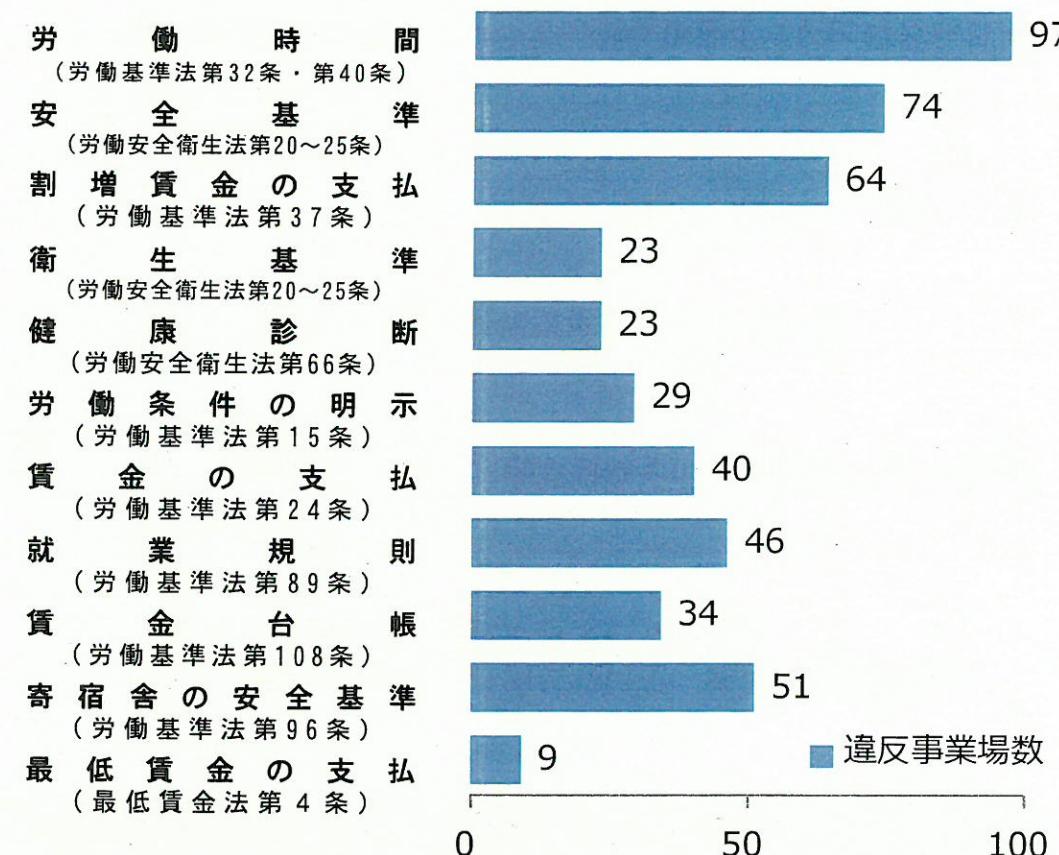


# 1 監督指導状況

(1) 東北地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して430件の監督指導を実施し、その74.9%に当たる322件で労働基準関係法令違反が認められた。  
<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（30.1%）、②使用する機械に対して講すべき措置などの安全基準（23.0%）、割増賃金の支払（19.9%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

## 事例

### 技能実習生からの情報（休日労働の割増賃金が不足している、年次有給休暇がない）を基に監督を実施

#### 概要

- 1 技能実習生から、「所定休日に働いた際の賃金額が450円～600円で支払われている。」との情報があった。

#### 指導内容

技能実習生がつけていたノートの記録から、技能実習生は大半の休日に労働していたが、休日労働についての賃金は時給450円～600円で支払われていたので、法定の割増率以上で計算して支払うよう是正勧告した。

#### 指導事項

労働基準法第37条（割増賃金）

#### 概要

- 3 技能実習生の休日労働について、休日労働時間数が正しく賃金台帳に記載されていなかった。

#### 指導内容

賃金台帳に、休日労働時間数を正しく記載するよう是正勧告した。

#### 指導事項

労働基準法第108条（賃金台帳）

#### 概要

- 2 技能実習生から、「年次有給休暇制度がない。」との情報があった。

#### 指導内容

年次有給休暇に関する法違反は認められなかっただが、4日前までに請求するよう指示していたため、時季変更権を行使できる場合を除き請求通り付与しなければならない旨指導した。

#### 指導事項

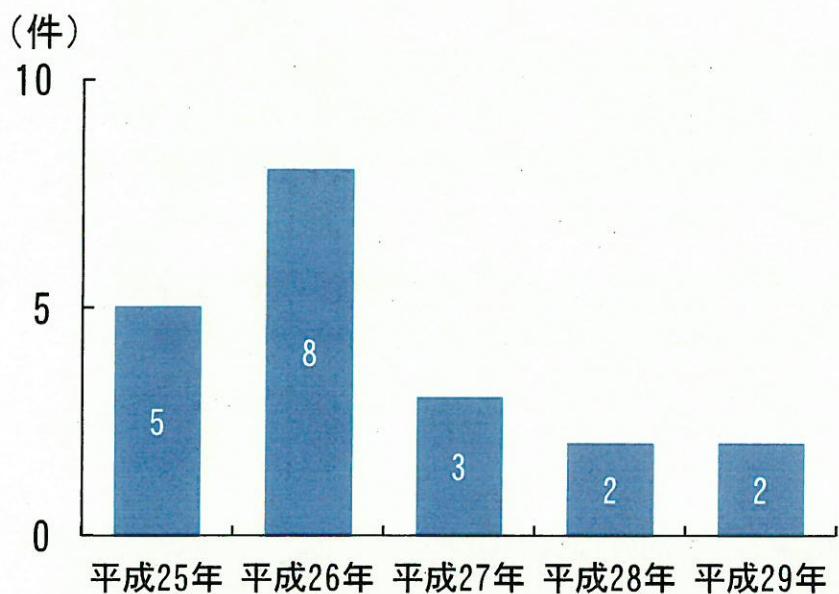
労働基準法第39条（年次有給休暇）

#### 指導の結果

- 事業場に所属するすべての技能実習生6名に対し休日労働割増賃金の不足分として、総額約44万円が支払われた。
- 年次有給休暇について、今後適正に付与されることとなった。
- 賃金台帳の記載項目に、正しい休日労働時間数が記載された。

## 2 申告状況

- (1) 技能実習生から東北地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は2件であった。

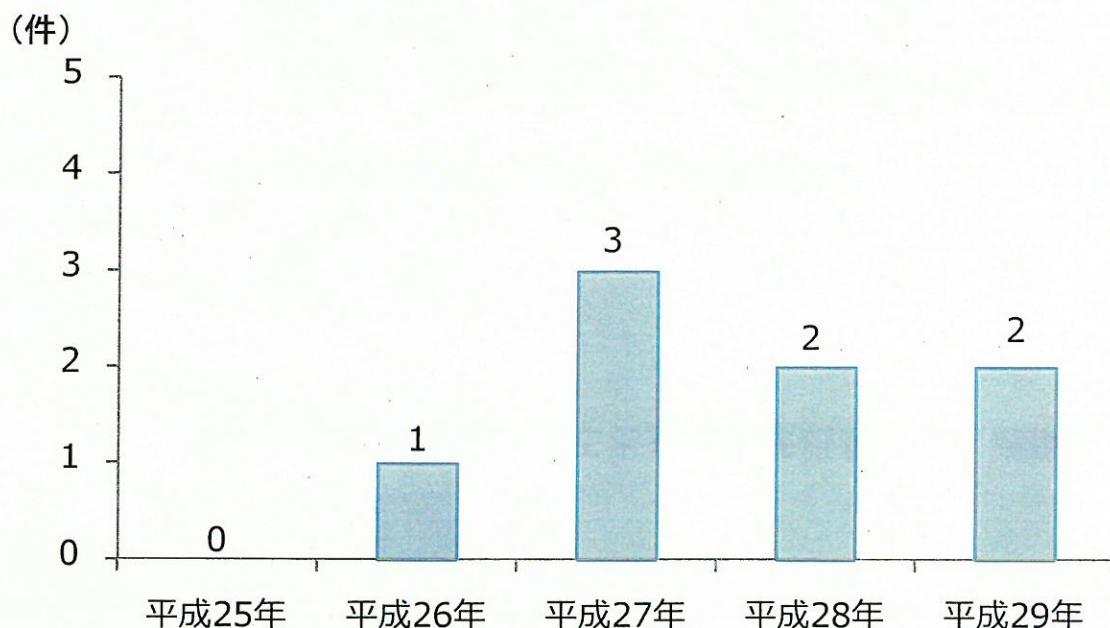


- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払2件、②強制貯金1件である。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

## 3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、東北地区の労働基準監督機関が送検した件数は2件であった。



- (2) 主な違反条文は、①労働基準法第37条（割増賃金の支払い）2件である。

(3) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

#### 事例

割増賃金の金額が実際の労働時間に比して少ない、休日がまったく取れない等との技能実習生からの申告に基づき、監督指導を実施したが、是正が図られなかつたことから司法処分とし、送検した。

#### 指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて時間外労働をさせないよう是正勧告した。（労働基準法第32条）
- 2 時間外労働の時間単価が400～460円であることから、割増賃金を法定の割増率（時間外は25%）以上で計算して支払うよう是正勧告した。（労働基準法第37条）

#### 指導の結果

是正が図られなかつたことから司法処分とし、送検した。

#### 被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主 時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていなかつたこと。

#### 違反条文

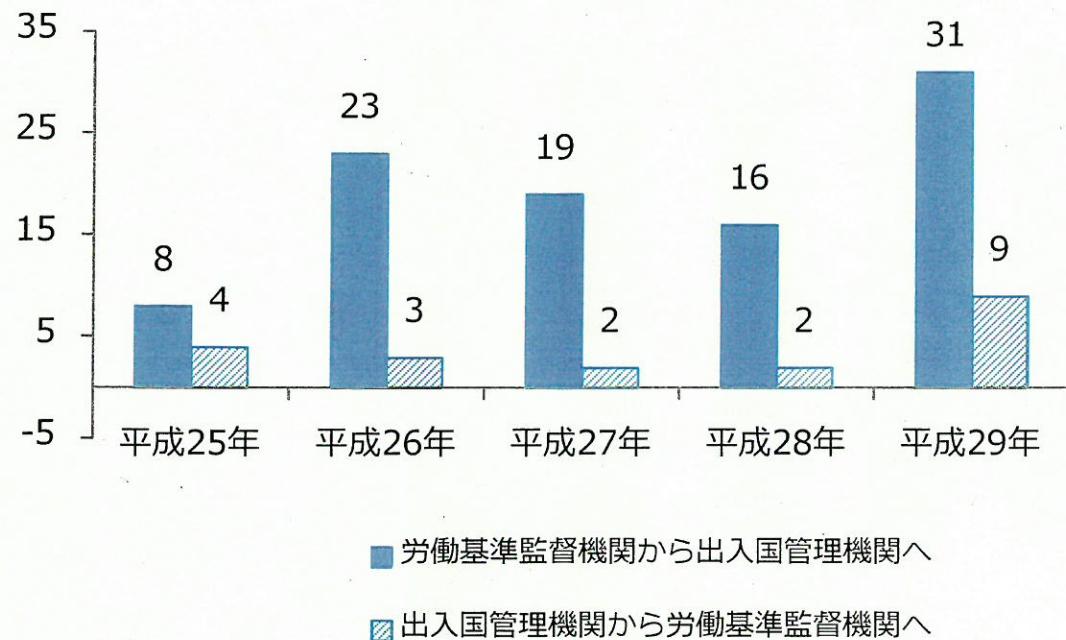
→ 労働基準法第37条（割増賃金の支払）

#### 事案の概要

- 縫製業の事業場で実習中の技能実習生から、割増賃金が実際の労働時間に比して少ない等の申立がなされた。
- 残業時間は、技能実習生が所定の用紙に自ら記録していたが、裏帳簿により、技能実習生9名全員が1か月100時間を超える時間外労働を行っていることが認められた。
- 時間外労働に対しては、実習1年目は時間単価が400円、2、3年目は、月20時間を超えると時間単価が400～460円の支払としていたことが認められた。

## 4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るために、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 東北地区の労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（※1）した件数は31件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は9件である。

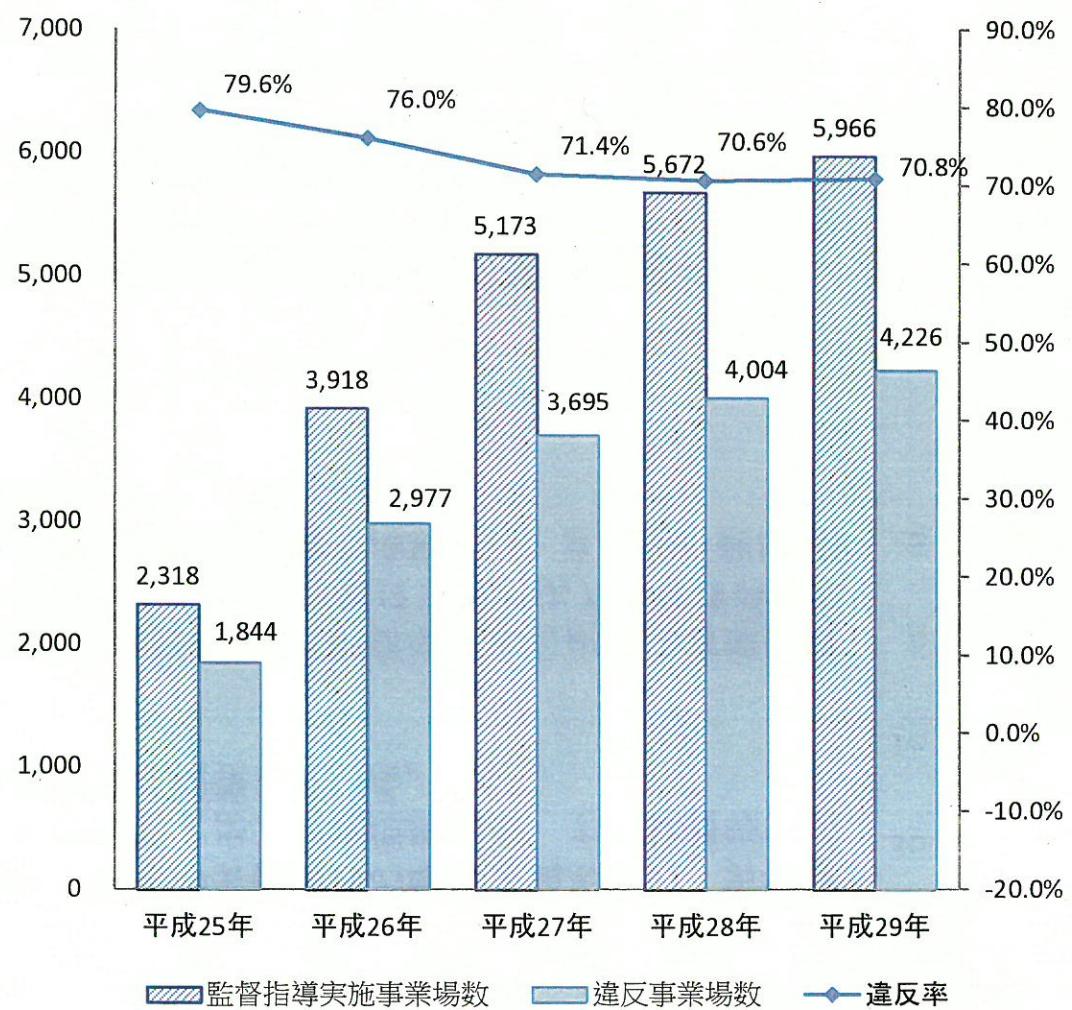


- ※ 1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※ 2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案  
管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

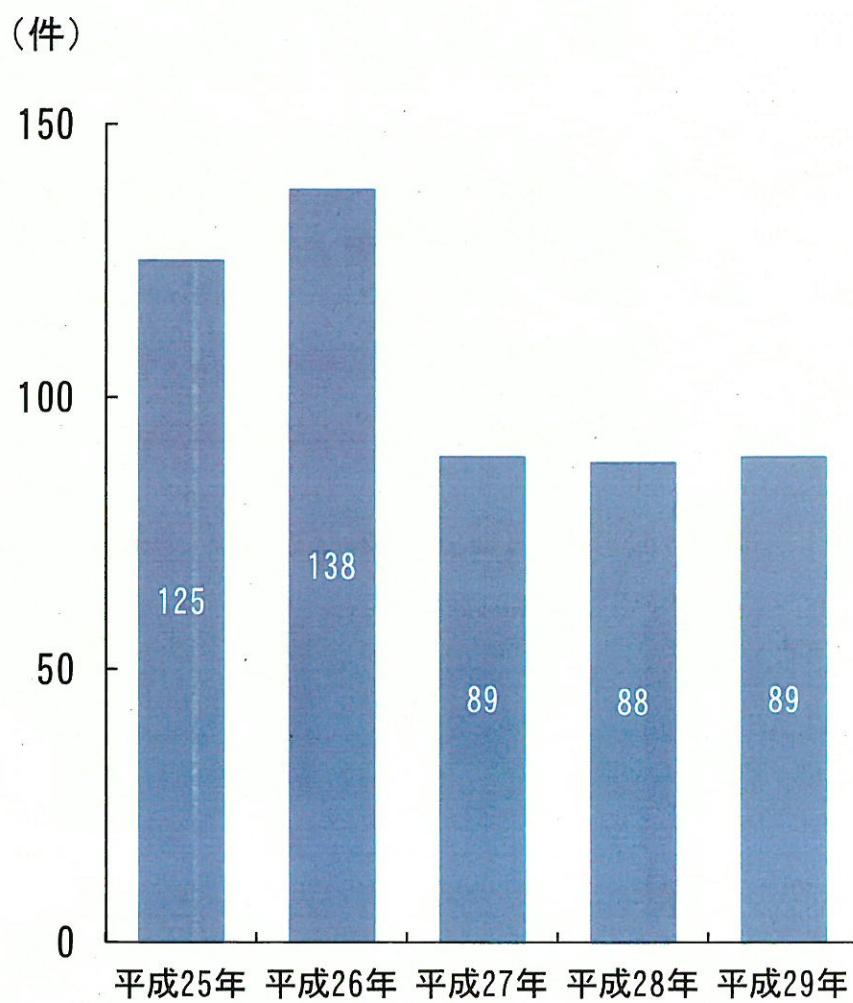
- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、2件の実習実施機関に対して実施した。

## (参考) 全国の状況

### 1 監督指導状況



### 2 申告状況

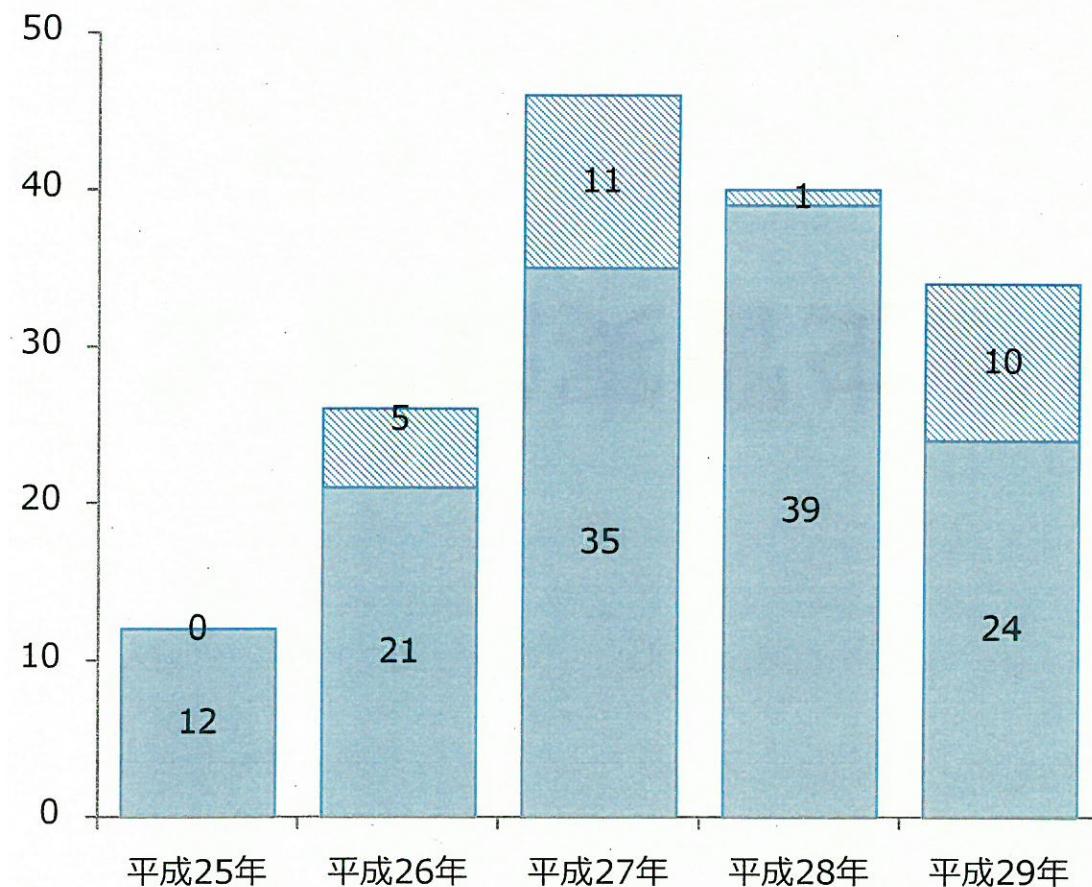


## (参考) 全国の状況

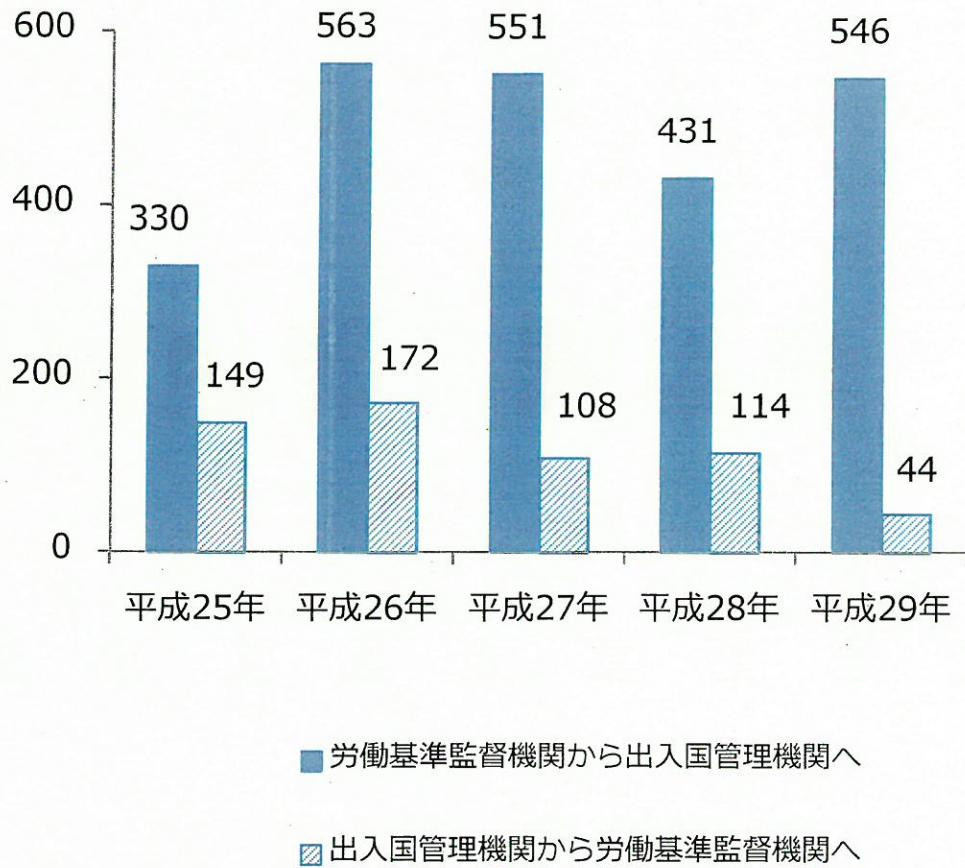
### 3 送検状況

■ 労働基準法・最低賃金法違反

■ 労働安全衛生法違反



### 4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況



### **3. 技能実習生が利用可能な制度等**

# 個別労働紛争解決制度の枠組み

## 相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

**総合労働相談コーナー** 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び  
労働基準監督署等に設置 | 東北45か所

**平成29年度 総合労働相談件数 72,130件**

うち、○法制度の問い合わせ (40,902件)

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの (14,813件)

○民事上の個別労働紛争相談件数 (21,545件)

- |    |                         |
|----|-------------------------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ ..... 6,259件 |
| ※  | ② 自己都合退職 ..... 4,370件   |
|    | ③ 解雇 ..... 2,833件       |

申出

情報提供連携

取次ぎ

## 関係機関

- 都道府県
  - ・労政主管事務所
  - ・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

**労働基準監督署  
公共職業安定所 等**

関係法令に基づく  
行政指導等

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

## 労働局長による助言・指導

○申出件数 (711件)

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ ... 186件 |
| ※  | ② 自己都合退職 ..... 107件 |
|    | ③ 解雇 ..... 87件      |

- ・話し合いの促進
- ・解決の方向性示唆

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

## 紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (276件)

- |    |                    |
|----|--------------------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ ... 93件 |
| ※  | ② 解雇 ..... 77件     |
|    | ③ 雇止め ..... 20件    |

- あっせん委員  
(弁護士等)による  
紛争当事者の  
合意形成

※ 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

# 紛争解決援助制度の概要



未解決

## 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

- 男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働等に関する相談の受付
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度・行政指導の説明

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、  
迅速に行政機関に  
解決してもらいたい場合

都道府県労働局長

都道府県労働局長による  
助言・指導・勧告

公平、中立性の高い  
第三者機関に  
援助してもらいたい場合

当事者の希望等に

応じて

調停会議

調停会議による  
調停・調停案の作成・受諾勧告

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく行政指導

## 紛争解決援助制度の特徴

### ① 公平・中立性

厳正中立・公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助を実施します。

### ② 互譲性

当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。

### ③ 簡易・迅速性

時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、手続きが迅速、簡便です。

### ④ 無料

### ⑤ プライバシーの保護

関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。

### ⑥ 不利益取扱いの禁止

労働者が都道府県労働局による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主がその労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取扱いをすることを禁止しています。

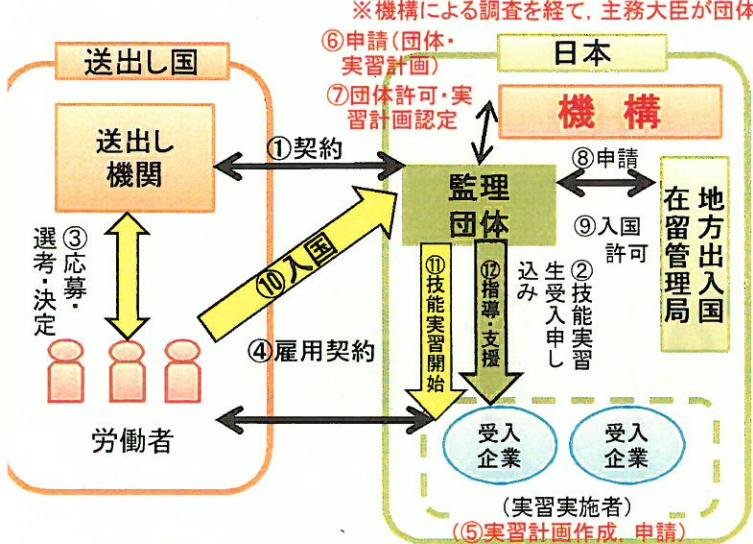
# (参考)技能実習制度について

# 技能実習制度の仕組み

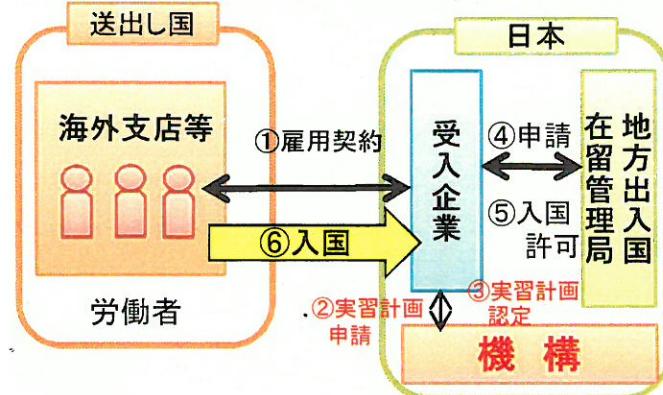
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。  
※平成30年末時点

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

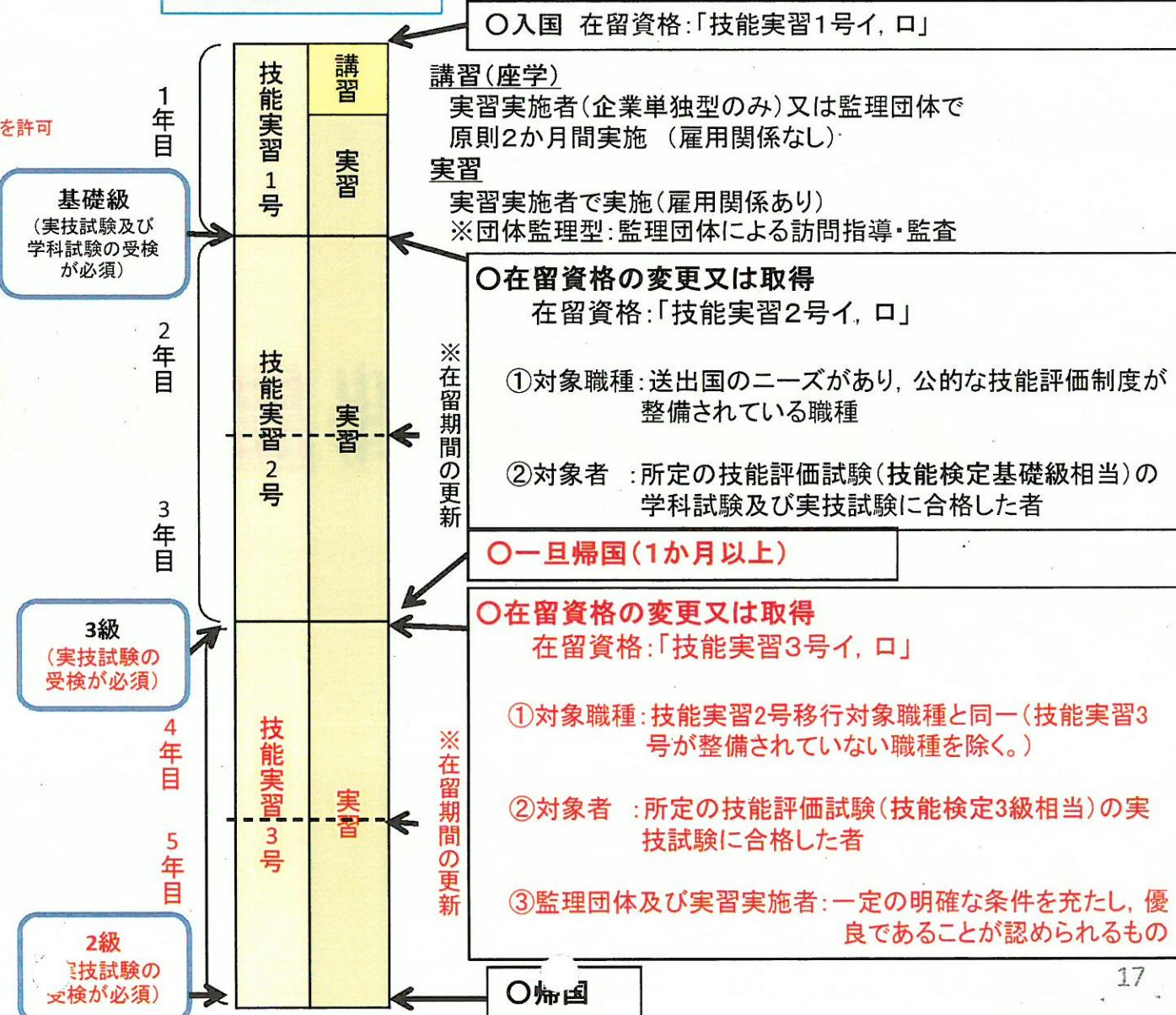
**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ



# 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (平成31年3月14日時点 80職種144作業)

## 1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸 畑作・野菜 果樹
畜産農業●	養豚 養鶏 酪農

## 2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業
養殖業●	ほたてかい・まがき養殖

## 3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金△
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘削 締固め
築炉△	築炉

## 4 食品製造関係 (11職種16作業)

職種名	作業名	
缶詰巻締●	缶詰巻締	
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工	
加熱性水産加工	節類製造	
食品製造業●	加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造 塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造	
非加熱性水産加工	かまぼこ製品製造	
食品製造業●	牛豚食肉処理加工業● 牛豚部分肉製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン製造 そそう菜製造業● 農産物漬物製造業●△ 医療・福祉施設給食製造●△	ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン製造 そそう菜加工 農産物漬物製造 医療・福祉施設給食製造

## 5 織維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程 精紡工程 巻糸工程 合ねん糸工程
織布運転●△	準備工程 製織工程 仕上工程
染色	糸浸染 織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 二ードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイヤッシュ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

## 6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハフマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチヤンバダイカスト コールドチヤンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ

## 6 機械・金属関係 (続)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
変圧器組立て	変圧器組立て
配電盤・制御盤組立て	配電盤・制御盤組立て
開閉制御器具組立て	開閉制御器具組立て
回転電機巻線製作	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造

## 7 その他 (14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 フロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱 貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形 圧力焼込み成形 ハンド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ

## ○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱 客室清掃△

(注1) ●の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

(注2) △への職種・作業は2号まで実習可能。

# 技能実習に関する二国間取決めについて

## 作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

## 取決めの骨子

### 日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

### 送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
  - ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
  - ・帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
  - ・保証金の徴収、違約金契約をしないこと
  - ・技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

## 両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況：計13カ国  
(H31.3月時点)

ベトナム（H29.6月）、カンボジア（H29.7月）、インド（H29.10月）、フィリピン（H29.11月）、  
ラオス（H29.12月）、モンゴル（H29.12月）、バングラデシュ（H30.1月）、スリランカ（H30.2月）、  
ミャンマー（H30.4月）、ブータン（H30.10月）、ウズベキスタン（H31.1月）、パキスタン（H31.2月）  
タイ（H31.3月） 19

# 不正行為に対する実務の流れ

## 旧制度

### 〔端緒〕

- ・技能実習生からの相談
- ・労働基準監督機関からの通報
- ・在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・JITCOの母国語相談 など

### 実態調査

### 受け入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合  
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受け入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

### 改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合  
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受け入れ不可。

### 注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合  
⇒ 再発防止について注意喚起。

## 新制度

### 〔端緒〕

- ・定期的な実地検査
- ・技能実習生からの相談・申告  
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置  
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・労働基準監督機関、地方入管局等からの通報 など

### 実地検査等

### 機構／主務大臣

### 許可・認定の取消し(法16条1項、37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反、法令違反等があれば、取消し。

### 主務大臣等

### 業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

### 改善命令(法15条1項、36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば、期限を定めて改善を命令。

事業者名等を公表

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

## 旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ※ 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象
- ※ 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

### 1 技能実習計画の認定申請

「認定の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法10条8号）

### 2 監理団体の許可申請

「許可の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法26条4号）

# 技能実習生に対する支援・保護方策

## 1 相談・支援体制の整備

### (1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。  
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

### (2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

### (3) 実習生への一時宿泊先の提供

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

### (4) 実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

## 2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上 10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項) ⑥ <u>法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い</u> (49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。